○関東地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第七十二号東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十六号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年関東地方整備局告示第七十三号東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第十号線付属街路第十七号線

三　事業施行期間　自平成二十六年二月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
沼田市岩本町字綾戸六〇五番一一から同市岩本町字綾戸六〇五番八まで	前	七〇・〇〇メートル～一一七・五〇メートル
	後	七〇・〇〇キロメートル～一三四・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十一号東京都市計画道路事業補助線街路第二百三十号線

三　事業施行期間　自平成二十二年八月十日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

関東地方整備局長　大西　亘

第1　起業者の名称　山梨県

第2　事業の種類　基幹農道整備事業東八中央東地区（山梨県笛吹市御坂町竹居字横堰地内から同市八代町竹居字山ノ神地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用用排水路付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　山梨県笛吹市御坂町竹居字横堰、字太鼓畑、字伊勢原及び字伊勢前並びに八代町竹居字五反田、字三反田、字殿屋敷及び字山ノ神地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県笛吹市御坂町下黒駒字荒神原地内から同市八代町竹居字山ノ神地内までの延長3,958mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「基幹農道整備事業東八中央東地区並びにこれに伴う市道及び農業用用排水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「基幹農道整備事業東八中央東地区」（以下「本体事業」という。）は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する農業用道路の新設事業であり、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道及び農業用用排水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第1号に掲げる道路法（昭和27年法律第180号）による道路及び同条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用の用水路及び排水路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、土地改良法第87条により山梨県が策定した都道府県営土地改良事業計画による基幹農道整備事業であり、農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要領（昭和41年4月23日付41農地D第772号農林水産事務次官通知）第4の2の規定により、関東農政局長が山梨県を事業主体とする事業実施の採択を平成3年度に決定している。更に適切な交付金申請を毎年度実施するなど、必要な財源措置も講じられていることから、起業者である山梨県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本体事業は、山梨県笛吹市御坂町下黒駒字荒神原地内を起点とし、同市八代町竹居字山ノ神地内を終点とする延長3,958mの基幹農道として計画された事業である。

山梨県笛吹市は、日本有数の果樹地帯となっており、特にぶどう、もも及びすももは、栽培面積、収穫量、出荷量の何れも全国第一位を誇っており、観光農園等も数多く存している。

しかしながら、笛吹市南側に位置する御坂山麓の周辺集落を含む当該果樹地帯（以下「受益地」という。）には東西に走る農道が無く、また、受益地内の既存の農道及び市道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車道幅員5mに満たない狭小区間が9割を超えており、農作物の出荷の際などに、車同士のすれ違いが困難なことから輸送時間がかかるなど、走行性が著しく低くかつ危険な通行を余儀なくされている。